

平成 31 年第 7 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 4 ～ 8 号）を除く

平成31年第7回教育委員会会議

1 日 時 平成31年3月28日（木） 13時30分～14時52分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
教育次長	山 根	直 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
庶務係員	田 中	将 太
生涯学習推進課長	大 場	智 裕
生涯学習係長	藤 本	恵 介
生涯学習係員	砂 沢	友佳子
学校教育部長	檜 田	英 樹
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
教育推進課長	井 上	達 雄
学事係長	茂 木	貴 徳
学事係員	福 田	憲 司
学事係員	今 田	利 幸
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員課長	榊 原	直 志
服務・人事制度担当係長	富 本	智 也
人事係員	小 澤	郁 哉
労務担当課長	工 藤	晃 史
労務係長	佐 藤	友 永
労務係員	上 田	真 士
給与係長	筒 井	大 介
給与係員	宮 野	賢 之
中央図書館長	前 田	明 寿
利用サービス課長	浅 山	信 乃

図書館サービス係長	大	木	麻	美
総務課長	宮	地	宏	明
庶務係長	札	場	義	章
書記	山	本	裕	奈

4 傍聴者 2名

5 議 題

- 議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案
- 議案第2号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案
- 議案第3号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案
- 議案第4号 札幌市社会教育委員の退任について
- 議案第5号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第6号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第7号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第8号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、平成31年第7回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と佐藤淳委員にお願いいたします。

なお、道尻豊委員より、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

本日の議案第4号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第5号から第8号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第2号及び第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第4号から第8号までは公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 議事に入ります。議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○中央図書館長 議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

主な変更点は、図書館資料を亡失又は汚損、つまり無くされたり、損なわれたりした場合の弁償方法の追加についてでございます。

別添1の新旧対照表をご覧ください。現行、規則第5条において、図書館資料を亡失等した場合は、これと「同一のもの」又は相当の代金を持って弁償させることができると規定しています。

ここでいう「同一」とは、「同版」、つまり同じ版から印刷されたものを意味しますが、亡失などした図書館資料によっては、絶版により流通していないですとか、中古価格が高騰している等の理由により、同版の資料の入手が困難な場合がございます。このような場合は、相当の代金による弁償として、亡失などした図書館資料の表示価格による弁償を求めているところです。

しかしながら、弁償を行う利用者から、亡失などした図書館資料と版が異なる資料での弁償の申出がなされることがございます。版違いの資料であっても、亡失などした図書館資料と同等と認められるなど、版違いの資料による弁償を受け入れても図書館の運営に支障がないと認められる場合には、このような版違いの資料による弁償についても認めることが適当であることから、このたび、規則第5条の弁償方法に「館長が指定するもの」を加えることとし、この議案を提出するものでございます。なお、「館長が指定するもの」につきましては、別途要綱・要領にて定めさせていただき予定でございます。

また、当該改正にあわせて、第3章第2節に規定する「郵送貸出」について、これは中央図書館のみが行う事業であり、地区館等では行わないことから、条文中の「館長」を「中央図書館長」に改めることとし、第16条第2項及び第18条、さらにこれの準用規定である第19条に所要の規定整備を行うほか、第19条及び第21条第3項の字句整理と様式1及び様式5の見直しを行っております。

説明は以上です。ご審議よろしくようお願い申し上げます。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

亡失等というのは、どのくらいの件数あるのでしょうか。

○中央図書館長 直近の年度で申し上げますと、150件前後になります。

○長谷川教育長 だいたい金銭か同等品で弁償されているのですね。

○中央図書館長 はい。

○石井委員 今回一部を改正するということが、ご説明して下さったのですが、改正することになった経緯を教えてください。これは利用者からの声で変えることになったのか、それとも職員の方から変えた方がよいのではないかという意見があったのかなど、そのあたりを教えてください。

○中央図書館長 亡失等に伴う弁償につきましては、全国の公共図書館においては、一般的に残念ながら生じる事故でございまして、全国の図書館の扱いなどを参考にしながら現行の規定を設けております。各図書館では、「同一」に係る取扱については、やはり色々な課題がございまして、特にわたくしどもも、本年度中に別版で同種のもので弁償がきかないかというようなお問い合わせもございましたので、全国的な最近の状況を改めて確認しましたところ、今回、改正させていただくような方向で改める図書館も出てきてまいりましたので、わたくしどもも今回の規則改正に基づいて、より実態にあった対応をさせていただきたいと思っております。

○石井委員 全国的に改正されてきているということですね。わかりました。

○中央図書館長 全国的にこのような傾向があるかと思えます。

○石井委員 わかりました。ありがとうございます。

○長谷川教育長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、議案第1号につきましては、提案どおりということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定いたします。

◎議案第2号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 続きまして議案第2号 札幌市立学校の児童、生徒等の災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の一部を改正する規則案についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○教育推進・労務担当部長 わたくしから、議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、このたび国において、高等学校の全日制課程の生徒等に対する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金の増額改定を行うことから、保護者から徴収する当該共済掛金の額を改定するためのものがございます。

そもそも、災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う保険給付事業の名称でございます。学校管理下において怪我を負った場合、その医療費等がこの保険から給付されるものでございます。

この制度の運営費用ですが、保険加入のための共済掛金を学校の設置者と保護者が分担して負担するとともに、国費も投入されております。国と学校の設置者も運営費用を負担していることから、保護者の掛金は安く設定されており、全国の児童生徒総数の約96%が加入している状況でございます。

では、このたびの共済掛金増額改定について、「参考資料」とインデックスの付いた次のページをご覧ください。

現在、国においては、高等学校全日制の区分について、近年、運動部活動中における怪我等の医療費が増加し、国費を投入してもなお、掛金を超える給付が発生している状況にあることから、収支の均衡を図るため、政令で定める高等学校全日制課程の生徒等に対する共済掛金の額を、現行の1,840円から2,150円へ、310円増額する予定です。昨日、国会において平成31年度予算が可決成立となりましたので、今後、改正された政令が公布される見込みでございます。

学校の設置者においては、当該給付の財源に充てるため、日本スポーツ振興センターに対し、共済掛金を支払うこととなっておりますが、このうち、政令で定める範囲内で学校の設置者の定める額を保護者から徴収することとなっております。本市においては、保護者から徴収する共済掛金の額を教育委員会規則で定めております。

そこで具体的な保護者から徴収する共済掛金の額の改定についてですが、「新旧対照表」とインデックスの付いたページをご覧ください。

このたび該当となる“高等学校の全日制の課程及び中等教育学校の後期課程の生徒”と、“特別支援学校の高等部の生徒”の区分について、保護者が負担す

る共済掛金の額を現行の1,200円から1,400円へ改定することとしております。

スポーツ振興センターに支払う共済掛金の額に占める保護者が負担する額の割合については、政令で60～90%の範囲で学校の設置者が定めることとなっておりますが、本市では保護者の負担軽減や本市財政状況等を踏まえ、従前から約65%としており、今回もこの負担割合は変更せずに算出しております。

国が改定する増額後の共済掛金は、2,150円であることから、その65%は1,397.5円となり、四捨五入して1,400円に改定することとしております。

なお、議決後は、当該改正政令の公布の後、本規則の公布を行う予定であります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明に関しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○池田委員 特別支援学校の生徒と特別支援学校以外の学校の生徒との掛金の額が全く変わらないのは、以前からそうなのでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 以前からそうなっております。

ちなみに、前回の改正は平成17年度でございますので、14年ぶりの改正となります。

○池田委員 わかりました。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員 ご提案に対して、全く異論はないのですけれども、参考資料のところで、もしご存知であれば、お聞かせいただきたいと思ったのですが、全国と沖縄県と分かれていて、沖縄県がちょうど全国の半額になっている理由というのはどういったところにあるのでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 沖縄が日本に復帰した時の、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律というのがございまして、その規定におきまして政令で沖縄県のみ他県と異なった掛金ということで決まっているところでございます。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

このほかに、そういう全国と沖縄で異なるといったような、配慮のある負担の違いというようなものは何かあるのでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 この関連でということでしょうか。

○佐藤委員 ほかのもので。ご存知であれば。

○総務課長 高速道路は約3割安いです。

○佐藤委員 わかりました。ありがとうございます。

○阿部委員 冒頭の説明で、96%のご家庭が加入しているということでしたが、残りの4%は加入されないのは、どのような理由からなののでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 それについては調べたのですが、よくわからないのですが、学校は私立の学校も含まれていますので、国公立の学校はほとんど加入されていると推定されるのですが、一部私立の学校は別の保険に加入されているのではないかと推測しているところでございます。これはあくまでも推測でございます。

○阿部委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤委員 札幌市立学校の児童生徒については100%ということでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 はい。100%になります。

○長谷川教育長 ほかにいかがでしょうか。

議案第2号につきましては、提案どおりということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり決定いたします。

◎議案第3号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 それでは議案第3号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則案についてです。事務局からご説明をお願いいたします。

○教育推進・労務担当部長 引き続き、わたくしの方からご説明させていただきます。

「改正条例」と書かれたインデックスのページをご覧ください。

先の第1回定例会市議会におきまして、標題にございます「札幌市職員の勤務条件に関する条例」が一部改正されたところでございます。

具体的な改正内容につきましては、1ページめくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。まず、第7条が従前は単独の条文でございました。今回、第2項を追加するために、この条文の内容を変えることなく、旧条文を第7条第1項として、新たに第2項が追加されたところでございます。

このような改正が行われる場合、当該条文を引用する条例につきましては、この下にあります条例の改正附則によりまして、行われるところでございますが、規則以下につきましては、各所管での改正手続きが必要になるところでございます。

従いまして、今回はこの改正のため、本案を提出させていただいたものでございます。

なお、市長部局や人事委員会等でも同様にこの条例の条文を引用している規則がございますので、現在、同様の手続きが行われているところでございます。法令の改正手続きという、技術的なことでございますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川教育長 それではご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○池田委員 新しく加わった条文の必要な事項というのは、例えばどういうことが想定されているのでしょうか。

○教育推進・労務担当部長 基本的に今回の条例改正というのは、働き方改革、労働基準法等の改正がそもそもの契機となっております。今回、時間外勤務の上限規制などが法律の中に盛り込まれておりまして、そういったことに対応できるように、その部分をこれまでもそうなのですけれども、人事委員会規則の方に委ねるといふかたちでの改正でございます。

○池田委員 よくわかりました。

○長谷川教育長 ほかはいかがでしょうか。ご質問等よろしいでしょうか。
それでは、議案第3号につきましては、提案どおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定いたします。

続きまして議案第4号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開
